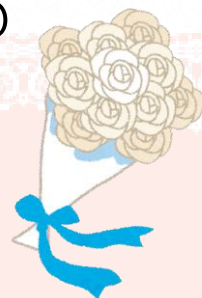


令和7年度



朝来市結婚新生活支援補助金

朝来市内で新生活をスタートさせる新婚世帯の
スタートアップ費用を支援します。



婚姻時の年齢が

♥ 夫婦ともに29歳以下 → 最大 60 万円

♥ 夫婦ともに39歳以下 → 最大 30 万円 補助します！

住宅取得費用

新築または購入した費用
※ 中古住宅の購入も含む

住宅リフォーム費用

賃貸住宅費用

賃料及び共益費（1か月分）
敷金、礼金、仲介手数料

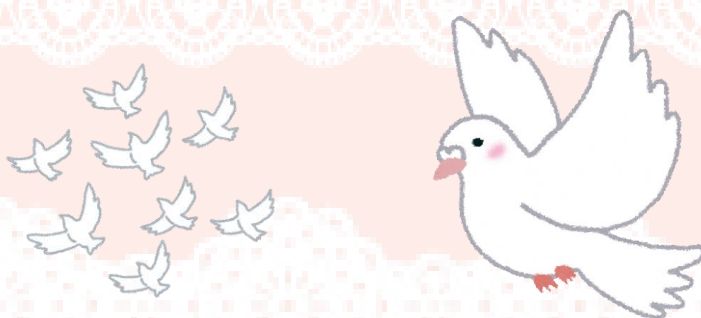
結婚に伴う引越費用

引越事業者または運事業者に
支払った費用

*令和7年4月1日～令和8年3月31日に夫婦が支払った費用に限ります。

♥ 対象世帯

- 1、R7.1.1～R8.3.31の間に婚姻届が受理された夫婦であること
- 2、夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること
- 3、夫婦の合計所得が500万円未満であること
（*奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を所得から控除して計算します。）
- 4、対象となる住居が朝来市内にあり、申請日に夫婦双方又は一方が
その住宅に住民登録をして居住していること
- 5、他の公的な住宅取得支援などの補助金を受けていないこと
- 6、夫婦ともに過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
- 7、夫婦ともに市税等市の徴収金を滞納していないこと
- 8、夫婦ともに暴力団員等ではないこと



♡ 必要書類

- (1) 結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (3) 補助金等交付請求書（規則様式第11号）
- (4) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (5) 夫婦それぞれの前年分の所得証明書
（＊転入等で朝来市で所得を確認できない場合）
- (6) 振込先口座の通帳の写し（申請者名義のもの）

＊申請内容に応じて以下も併せて提出

- ・売買契約書および領収書の写し → 住居を購入した場合
- ・工事請負契約書および領収書の写し → 住居を新築またはリフォームを行った場合
- ・賃貸借契約書および領収書の写し → 住居を賃貸している場合
- ・奨学金の返済額が分かる書類(奨学金返還証明書など) → 貸与型奨学金を返済している場合
- ・引越しに係る見積書及び領収書の写し → 引越費用の補助金交付を申請する場合

♡ 申請の流れ

申請期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

1 申請する

補助金交付申請書兼請求書に
必要書類を添えて申請してください。
郵送または窓口へ直接お持ちください。

2 書類審査

記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は
再提出をお願いすることがあります。
（前年分の所得を確認しますので、6/1以降
の審査となります。）

3 決定通知が届く

対象となる場合は補助金交付決定通知書
にて通知します。

4 補助金の振り込み

指定口座に振り込まれます。

5 今後の事業内容検討のため アンケートへのご協力をお願いいたします アンケートはこちら→



申請・お問い合わせ

朝来市役所 市民協働課 あさご暮らし応援室
〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1
TEL 079-672-1492 FAX 079-672-4041
メールアドレス teijuu@city.asago.lg.jp

